

【対象者について】

津市内に事業所を有する法人及び個人で、以下のすべての要件を満たすものが対象となります。

- (1) 「小規模企業者」に該当する
- (2) 市税の未納がないこと
- (3) 支援対象経費について、他の公的制度から同一の経費に対して補助金等を受けられないこと
- (4) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること

《小規模企業者とは》

小規模企業者とは以下の①・②のいずれかに該当するもののことをいいます。

- ① 卸売業、サービス業（飲食業含む）、小売業で、常時使用する従業員の数が5人以下
- ② 製造業、建設業、運輸業、宿泊業、娯楽業、その他の業種（上記①を除く）で、常時使用する従業員の数が20人以下

※業種については、総務省所管の「日本標準産業分類」の業種分類で判断します。

※常時使用する従業員とは、労働基準法第20条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」に該当すると解されており、下記以外は常時使用する従業員となります。

- 1 日々雇い入れられる者
- 2 2か月以内の期間を定めて使用される者
- 3 季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者
- 4 試の使用期間中の者
- 5 会社役員や個人事業主

次の条件に当てはまる場合は、本支援金の対象外となります。

- 政治団体、宗教上の組織又は団体
- 支援金の趣旨に照らして適当でないと市長が判断する者
- 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、津市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当する者。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画している場合。
- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- 中小企業基本法上の「会社」に該当しないもの
《「会社」に該当しない法人の例》
医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人、財団法人、学校法人、組合（農業協同組合、生活協同組合、中小企業等協同組合法に基づく組合）
※農業法人は会社法上の会社形態（株式会社等）であれば対象となります
- 令和4年1月から6月までの全期間において、他の公的機関等から、同一のエネルギー関連経費に対して、支援金、補助金その他名称の如何を問わず交付される制度の対象事業者